

2. 青少年教育

近年、核家族化や少子化、インターネットの急激な普及などにより、学校・家庭・地域社会といった青少年を取り巻く生活環境は著しく変化し、家庭や地域社会の教育力の低下、また、人間関係の希薄化が指摘されているほか、性や暴力に関する情報の氾濫、薬物の乱用といった社会環境の悪化が深刻化しています。

こうした環境から青少年を守るため、立川市では市長の諮問機関として青少年問題協議会を設置し、青少年問題に関する総合施策について調査・審議するとともに、青少年補導連絡会および、地域における青少年の健全育成を目的とした青少年健全育成地区委員会等との連携により、地域の安全・安心の向上と社会環境の浄化、非行防止のための諸事業を行っています。

(1) 青少年健全育成市民行動方針

この「青少年健全育成市民行動方針」は、青少年を取り巻く環境の変化に対応した市民運動を推進するため、市が青少年問題協議会に諮問し、同協議会からの答申をもとに様々な角度から検討を行い、平成17年度に策定し、平成18年度から実践しています。この市民行動方針は、3つの柱を定め、家庭・学校・地域が連携して、市民一体となって市民運動を進めることとしています。また、青少年の健全育成を進めるなかでは、乳幼児期の取り組みの大切さから、最初にこの時期の取り組みを取り上げています。



中学生の主張大会

この市民行動方針を今年度も引続き青少年健全育成推進のための基本方針と定め、市民運動を推進していきます。

なお、これからの子どもを取り巻く社会の変化に即応した健全育成市民運動を推進するため、今年度、同行動方針を見直し、新たに策定し、平成22年度から実践する予定です。

①平成21年度基本方針

示せ、大人の底力！見守り育てよう

**社会の基本的なルールを教え、
大人の生きかたを自信をもって示そう。
家庭・学校・地域が連携して
新しい時代を担う青少年を育てよう。**

----- しなやかな子どもに！ -----

②市民行動方針

～乳幼児期の子どもを持つ家庭へ～（抜粋）

☆早寝、早起き、朝ごはんなど基本的な生活習慣を身につけさせよう。

☆我慢すること、物を大切にすること、危険から身を守ることを教えよう。

☆子どもと一緒に時間を確保しよう。

《3つの柱》

◎大人ひとりひとりが実行しよう

(具体的な行動：抜粋)

- ・大人は自ら、声かけや、あいさつを率先して行なおう。
- ・人とのかかわりの中で「ありがとう」「ごめんなさい」を言葉に出そう。

◎各家庭で実行しよう

(具体的な行動：抜粋)

- ・子どもの立場になって考え、タイミングよく叱り、具体的にほめよう。
- ・家庭でのルールや家事分担を決めて親子で守ろう。

◎地域全体で支援しよう

(具体的な行動：抜粋)

- ・自然体験や多彩な体験をさせ、たくましい子どもに育てよう。
- ・違法看板撤去・パトロール活動などに参加しよう。

(2) 主な青少年健全育成事業

①青少年健全育成市民運動

青少年健全育成市民運動は、青少年が健やかに成長するように、大人と青少年とがお互いに理解し合って、よりよい社会を築こうとする全市的な運動で、大人は自らの姿勢を正して、明るい家庭と健全な社会環境を築くために努力し、青少年は自らの心と体を鍛えて、若い力を社会に示すように努めていくことが、この運動のねらいとなっています。運動の推進にあたっては、青少年健全育成市民行動方針を運動の柱として、健全育成パンフレットの配布や全戸配布の広報紙「夢たち通信」への掲載など市民への運動の浸透を図るほか、さわやかなあいさつ運動のより一層の普及につとめ、夏休み期間等を「長期休み期間の対策」とし、重点目標などを定めて青少年の余暇指導及び事故、非行防止等の活動を推進しています。また、運動の一環として、毎月第2日曜日の「家庭の日」の推進や、地域の環境浄化運動を行っているほか、青少年健全育成地区委員会へ事業委託し、各地区において地域性を盛り込んだ各種事業を行うなど、幅広い市民運動の展開を図っています。

ア「家庭の日」の推進

青少年を健全に育成するための最も重要な基盤が家庭であることを認識し、そのため家庭が「いこいの場」と「教育の場」となり、「家庭が明日の力を生み出すような場」として、その機能を十分に発揮できるように、そのきっかけをつくる日として毎月第2日曜日を「家庭の日」と位置付けています。「家族そろってだんらんする」「家族が話し合い、理解し合って教養を高める」など、家庭が意図的に実践し、それを習慣化していくことを願いながら運動を進めています。

イ 環境浄化運動

違法看板、インターネットからの有害な情報の氾濫やゲームセンター、ポルノ雑誌・アダルト

ビデオなど青少年を取り巻く環境はますます悪化しています。このため、立川市では、立川市路上違反広告物撤去推進員制度を定め、地域の協力を得て、違法看板撤去に取り組んでいます。また、青少年健全育成地区委員会などを中心にパトロール、地域安全安心点検など環境浄化運動を積極的に進めています。

風俗店の客引き・勧誘、ピンクちらしの配布などを防止するため、立川市つきまとい行為、勧誘行為、客待ち行為及びピンクちらしの配布等の防止に関する条例を制定し、青少年が健全に育つ環境づくりを進め、非行の防止に努めています。最近痴漢等の被害が多発している状況が見られるところから、痴漢防止啓発看板を作成し、青少年健全育成地区委員会内に設置して、被害の防止に努めています。また、地域の子どもたちを連れ去り、痴漢等から守るため、子どもたちが痴漢や不審者等に遭ったときに身近な家や商店に避難し、その家から110番等へ緊急通報していただく、「子ども110番」事業を青少年健全育成地区委員会と市、立川警察署で行っております。そして、平成16年3月に東京都青少年健全育成条例が改正され、不健全図書等の規制強化、青少年の深夜外出の制限、深夜立入りを制限する施設の設定の強化等がなされ、罰則規定が設けられました。これにともない、各市において、都知事より委嘱を受けた青少年健全育成協力員が、指定図書類の陳列をより適正に行うため調査を行っています。

②中学生の主張大会

市内の中学生が日常生活を通じて考えていることや体験などを発表することにより、自立心や自主性、創造性、社会性を育てる機会とするとともに、広く一般市民が中学生の意識や行動に対する認識を深め、青少年健全育成の充実に資することを目的とした「中学生の主張大会」を毎年11月に開催しています。この大会は昭和56年から行っているもので、今年で29回を数え、毎回約3,000編の応募があり、原稿審査の上で選出された15人の中学生が本大会でそれぞれの主張を5分程度で発表します。

③放課後居場所づくり事業

地域や学校の協力で放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を設け、体験的事業、学習、運動、文化、伝承遊び活動、地域住民との交流活動等行っています。

〔放課後子ども教室事業〕

全20小学校区において、平日の放課後や土曜日に、学校施設を活用し地域の方々の参画を得て事業を実施しています。実施日や実施回数については、地域によって異なります。

〔地域居場所づくり事業〕

児童・青少年健全育成団体など、地域活動を行う複数の団体で構成される推進委員会が、小・中学校施設や学習等供用施設、児童館、公民館、野外施設等を活動拠点に、月に1回以上土曜日を中心に事業を実施しています。

(3) 八ヶ岳山荘

山梨県の清里高原に校外教育の場として、立川市八ヶ岳山荘を開設しています。八ヶ岳山荘は、平成3年に完成した本館（通年利用可）や大体育館などのほか、小体育館、炊事棟などからなり、小学校の自然教室や中学校の移動教室、青少年団体の自然の家等で利用されているほか、学校や団体が利用しない期間は、市民保養施設として一般の方へ開放しています。

なお、平成21年4月から指定管理者制度を導入し、民間企業のノウハウによる運営を取り入れるとともに、市民以外の利用、宿泊数の拡大、受付時期の早期化などを行い、より利用し易い施設としてサービスの向上に努めています。



山梨県清里高原にある立川市八ヶ岳山荘

①施設概要

敷地面積…38,544㎡ 所在地：山梨県北杜市高根町清里3545-1 電話番号：0551-48-2309

施設	構造	施設内容	建物面積
本館	鉄筋造2階建	客室（和室10畳）21室（定員1室6人計126人）、食堂、浴室、ロビー、会議室ほか	2,365㎡
宿泊棟	木造平屋建（2棟）	客室（和室8畳）24室（定員1室6人計144人）	565㎡
大体育館	鉄筋造平屋建	収容人員720人	850㎡
小体育館	鉄筋造平屋建	収容人員180人	200㎡
炊事棟			274㎡
管理棟	鉄筋造2階建	和室6室、会議室、食堂、管理人室ほか	423㎡

②平成20年度利用状況

区分	本館（宿泊）	宿泊棟（宿泊）	計
一般利用	6,403	30	6,433
小学校八ヶ岳自然教室	3,305		3,305
中学校移動教室	1,931		1,931
青少年団体八ヶ岳自然の家等	25	1,146	1,171
計	11,664	1,176	12,840